

令和3年度第3回香川地方最低賃金審議会議事録

令和3年7月27日(火)

高松サンポート合同庁舎

北館702会議室

出席者 公益側 東、籠池、春日川、柴田、高塚
 労働者側 大島、立石、土田、中村、藤田
 使用者側 窪田、友國、濱田、渡部

議 題 (1) 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金ほか3特定
 最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
 (2) その他

○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第3回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、綾田委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上であります14名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本日の資料のご確認をお願いいたします。

資料No.1 香川県特定最低賃金の改正決定を求める申出書(写)
でございます。不足等はありませんか。

(各委員より「はい。」の声あり)

○賃金室長

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

議題(1)の「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金ほか3特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)」です。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

お配りしております資料No.1は、4つの特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しとなります。

香川県内の4つの特定最低賃金について、資料のとおり改正決定を求める申出がなされています。

いずれも、それぞれの最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上のものの合意により行われており、他の申出要件も満たしておりますので受理いたしました。

今回の申出は、4業種とも公正競争ケースで、金額の改正でございます。

つきましては、4つの特定最低賃金について、労働局長から会長へ「改正決定の必要性の有無について」の諮問文をお渡しします。

(労働局長から、諮問文を会長へ手交)

○柴田会長

事務局から、諮問文の写しを各委員に配付してください。

(事務局より各委員へ諮問文(写)を配付)

○柴田会長

皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。

それでは、事務局で読み上げてください。

○賃金室長補佐

それでは読み上げます。各諮問文の別添の申出書は、配付資料と同じですので省略いたします。

香労発基 0727 第 1 号

令和 3 年 7 月 27 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川労働局長 松瀬貴裕

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 3 年 7 月 6 日付けをもって申出者 U A ゼンセン香川県支部支部長 大島幹敏、フード連合四国地区協議会事務局長 大尾幸司から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県冷凍調理食品製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

香労発基 0727 第 2 号

令和 3 年 7 月 27 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川労働局長 松瀬貴裕

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 3 年 7 月 9 日付けをもって申出者タダノ労働組合執行委員長 中村 亨 から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 5 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

香労発基 0727 第 3 号

令和 3 年 7 月 27 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川労働局長 松瀬貴裕

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 3 年 7 月 5 日付けをもって申出者川崎重工労働組合坂出支部執行委員長 和泉 洋、J A M マキタ労働組合執行委員長 朝國智之 から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

香労発基 0727 第 4 号

令和 3 年 7 月 27 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川労働局長 松瀬貴裕

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 3 年 7 月 13 日付けをもって申出者電機連合東四国地方協議会香川地域協議会議長 門 裕介 から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上です。

○柴田会長

はい、ありがとうございました。

ただ今の労働局長からの諮問について、何かご意見、ご質問等がございますか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

○柴田会長

それでは、この4つの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問を受けることにいたします。

この審議につきましては、本年度の第1回本審で確認いただきました「最低賃金の審議の進め方等について」の3の(1)によりまして、運営小委員会に付託することといたします。

運営小委員会は、本日このあと開催いたしますので、運営小委員会の委員の方はよろしくお願いいたします。

以上のことについて、ご意見、ご質問等がございますか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

○柴田会長

事務局からその他何かございますか。

○賃金室長

次回の第4回本審につきましては、8月5日(木)の15時15分からこの702会議室で開催することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。10月1日発効のためには8月5日の答申が期限でございます。

そして、香川県最低賃金専門部会での審議結果が全会一致となっていた場合には、最低賃金審議会令第6条第5項の決議により、本審での審議の必要はありませんが、仮に専門部会での結論が全会一致とならなかった場合には、本審でご審議をお願いすることになります。

それから、本日諮問いたしました特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、このあと運営小委員会で審議をいただき、改正決定の必要性有の合意が得られた場合には、特定最低賃金の改正決定

の諮問を行う予定としております。

○柴田会長

他になければ、これをもちまして第3回香川地方最低賃金審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

――了――